

個人正会員への競技用車いす（ジュニア用）貸出要綱

1. 目的

スポーツをしたいという気持ちの子ども達（主に障害児者）に対し、公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会（以下、「協会」という）が所有する競技用車いす（ジュニア用）を無償で貸出することにより、スポーツを体験し、次世代を担うスポーツ愛好者を増やすことを目的とする。

2. 貸出用具

貸出用具については、以下のとおりとする。アクセサリ（補助用品）を含め、貸出しを行う。

用具名	個数
Wee GO Sサイズ	3台
Wee GO Mサイズ	3台
競技用車いす（バスケット用） サイズ小	2台

3. 貸出条件

協会の個人正会員のうち、以下の条件を満たしていることとする。また、使用期間中であっても以下の条件が満たされていないことが判明した場合は直ちに返却をしなければならない。

- (1) 個人正会員本人からの申請であり、会員資格の証明がされること。（使用する年度の会費の支払いが完了していること）
- (2) 目的が私的使用（個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること）であり、営利目的での使用ではないこと。
- (3) 初回利用時には申請者もしくは利用者が使用方法に関するレクチャー（受渡時に実施、10分程度）を受けること
（※競技用車いすの指導経験があり、使用方法が分かる指導者の場合はその限りではない）
- (4) 協会に許可なく第三者に貸与することはできない。

4. 貸出期間・回数

- ・貸出期間は貸出日、返却日を含めて1日から最長3か月とする。ただし、貸出日から3か月後の返却日が土日祝日となる場合は翌営業日まで貸出可とする。
- ・貸出回数は個人正会員1人につき年度2回までとし、1回の貸出につき1台までとする。
- ・貸出期間の延長はできない。事前の連絡および正当な理由もなく延滞があった場合には、次回以降の貸出の禁止及び延滞により生じた不利益を申請者に請求する。

5. 用具貸出の申請・決定

用具の貸出は、申請書（別紙1）に必要事項を記入し申請する。用具貸出が決定した場合、協会からは決定通知書（別紙2）により、申請者に通知する。

6. 用具の貸出及び返却方法

協会が承認した日時・場所にて、原則直接受け渡しを行う。

7. 費用

競技用車いすの貸出は無償で行う。ただし受渡場所から使用場所までの運搬に係る費用については申請者の負担とする。

8. 用具の保守・管理

- (1) 貸出を受けた用具の保守については、申請者が行うものとする。損傷・破損・紛失などの状況によっては、申請者に対して修繕費もしくは同等の製品を請求する場合がある。
- (2) 貸出用具に損傷・破損・紛失などが生じた場合には速やかに協会へ連絡をすること。また修繕等の対応については協会との協議のうえで行うこととする。
- (3) 貸出、返却時には申請者及び協会の立会いのもと、用具の損傷・破損などがないか点検を行う。

9. 安全確保

申請者は、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、貸し出した用具により万一事故等が発生したときは、申請者の責任において対応するものとする。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。